

岡崎市女性防災クラブ連絡協議会補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、岡崎市女性防災クラブ連絡協議会補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 この要綱による補助金の交付を受けることができる団体は、岡崎市女性防災クラブ連絡協議会規約に定める団体とする。

(交付の目的)

第3条 補助金は、岡崎市女性防災クラブ連絡協議会(以下「協議会」という。)が行う消防及び防災に関する事業に要する経費を予算の範囲内で補助することで、火災予防の知識及び応急処置の技術習得により災害時の被害軽減を図るとともに、広く市民に消防及び防災に関する知識の普及を図り、安全安心な街づくりの一助となることを目的とする。

(補助事業等の基準)

第4条 補助事業は前条の目的に該当するものであって、当該各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の各女性防災クラブに対して、消防、防災に関する知識及び技能の習得を図る事業
- (2) 市内の各女性防災クラブ相互の連絡調整に関する事業
- (3) その他女性防災クラブの活動を支援する事業

(補助金の額及び対象)

第5条 補助金の額は、前条各号に規定する事業に要する経費で、別表に掲げる経費を合算したものとし、市長が認めた額とする。ただし、前条の規定に関わらず、次に掲げる経費は対象外経費とする。

- (1) 親睦会、親睦旅行等の娯楽目的の事業費
- (2) 慶弔費
- (3) 食糧費(会議、訓練等の実習を伴う研修における飲料代を除く。)
- (4) 領収書等の支払証拠書類で、その用途を十分確認できないもの。
- (5) その他の社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないと考えられるもの。

(申請者の資格)

第6条 補助金の交付を申請することができる者は、協議会の会長とする。

(交付申請)

第7条 協議会の会長は、規則第5条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、市費補助金等交付申請書(様式第1号)を、次に掲げる書類を添えて事業開始前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業に係る収支予算書
- (3) 岡崎市女性防災クラブ連絡協議会規約
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第9条 協議会の会長は、当該補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市費補助金等変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 協議会の会長は、当該補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その理由を記載した市費補助金等中止・廃止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、中止又は廃止の承認の可否を決定し、通知するものとする。

(実績報告)

第11条 協議会の会長は、規則第10条の規定による実績報告をするときは、補助対象事業完了後10日以内(10日以内に交付決定に係る会計年度の末日が到来する場合にあっては、当該会計年度の末日まで)

に、市費補助事業等実績報告書（様式第4号）を、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業に係る収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第12条 補助金は、額の確定後、協議会からの請求により交付する。なお、市長が必要があると認める場合には、全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 市長は前項の規定による請求があったときは、補助金を支払うものとする。

（補助金の精算）

第13条 概算払を受けた協議会の会長は、補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第14条 市長は、協議会が規則第13条に規定するもののほか次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

2 前項の規定は、規則第11条に基づく補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

対象事業	補助対象経費
<p>市内の各女性防災クラブに対して、消防・防災に関する知識及び技能の習得を図る事業</p>	<p>研修費 (普通救命講習会、新クラブ員消防教室、クラブ活動研修会、応急手当普及員養成講習等に要する経費)</p>
<p>市内の各女性防災クラブ相互の連絡調整に関する事業</p>	<p>会議費 (会議で使用する消耗品費及び飲料費)</p>
<p>その他女性防災クラブの活動を支援する事業</p>	<p>活動費 (各クラブが実施する会議、訓練及び講習等に要する経費として、各クラブに3万5千円を上限として交付する。)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>運営費(消耗品費、諸費)</p>

様式第1号（第7条関係）

市費補助金等交付申請書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

(申請者)住 所
名 称
代表者

本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度岡崎市女性防災クラブ連絡協議会事業について、次のとおり補助金を交付してください。

- 1 市費補助事業等の目的
- 2 市費補助事業等の内容
- 3 市費補助事業等の完了予定期日
年 月 日
- 4 交付を受けようとする市費補助金等の額及びその算出の基礎
¥ _____
- 5 市費補助事業等の経費の配分及び経費の使用
方法
収支予算書のとおり
- 6 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 岡崎市女性防災クラブ連絡協議会規約
 - (4) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第9条関係）

市費補助金等変更承認申請書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

(申請者)住 所
名 称
代表者

本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け（年度）岡崎市指令 第 号で交付決定がありました岡崎市女性防災クラブ連絡協議会補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので申請します。

1 事業の変更内容

変更前	変更後

2 変更の理由

3 変更前の市費補助金額 ￥ _____

4 変更後の市費補助金額 ￥ _____

5 添付書類

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) 岡崎市女性防災クラブ連絡協議会規約
- (4) その他市長が必要と認めるもの

様式第3号（第10条関係）

市費補助金等中止・廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

(申請者)住 所
名 称
代表者

本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け（年度）岡崎市指令 第 号で交付決定がありました岡崎市女性防災クラブ連絡協議会補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので申請します。

1 中止・廃止する市費補助金額

¥ _____

2 中止・廃止の理由

様式第4号(第11条関係)

市費補助事業等実績報告書

年 月 日

(宛先)岡 崎 市 長

(申請者)住 所
名 称
代表者

本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け(年度)岡崎市指令 第 号で交付決定がありました岡崎市女性防災クラブ連絡協議会補助金に係る事業は、次のとおり完了しました。

1 市費補助事業等の名称

2 市費補助金等の交付決定額及びその精算額

- (1) 交付決定額 ￥ _____
- (2) 精 算 額 ￥ _____
- (3) 返 納 額 ￥ _____

3 市費補助事業等の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 市費補助事業等の成果

5 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの